

令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金給付要綱

(目的)

第1条 市は、子ども食堂等の安定的かつ継続的な運営に資することを目的として、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂等を運営する団体等に対して、令和7年度の予算の範囲内において、令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 こどもに対して無料又は食材費相当額程度の低額な料金で、栄養バランスのとれた食事の提供を行うことをいう。
- (2) 八戸こども宅食おすそわけ便 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が制定するこども宅食おすそわけ便運営実施要綱に基づく「こども宅食」の活動をいう。

(給付対象事業)

第3条 支援金の給付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 子ども食堂事業
 - ア 市内で実施されること。
 - イ 主な対象者が、18歳未満のこどもであること。
 - ウ 令和7年4月1日から令和8年3月12日までの間に6回以上かつ定期的に実施し、実施1回当たりのこどもの人数が5人以上であること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
 - エ 令和7年度中に継続して事業を実施すること（申請後に開始又は再開する場合を含む。）。
- (2) 八戸こども宅食おすそわけ便事業
 - ア 令和7年4月1日から令和8年3月12日までの間に5回以上実施すること。
 - イ 主な対象者が、18歳未満のこどもとその保護者であること。
 - ウ 対象者に八戸市民が含まれること。

(給付対象者)

第4条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件（第2号に掲げる要件にあつては、八戸こども宅食おすそわけ便事業に係るものに限る。）を全て満たすものとする。

- (1) 子ども食堂又は八戸こども宅食おすそわけ便について、実施又は実施を予定している団体（NPO法人や企業、事業運営のための任意団体等。）又は個人であること。
- (2) こども宅食おすそわけ便の実施主体として県社協から指定を受けていること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にあるものでないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動を行うものでないこと。
- (5) 営利活動を目的としたものでないこと。
- (6) 活動内容が公序良俗に反しないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 給付対象者が、複数の対象事業を実施するときは、それぞれの対象事業について支援金を申請することができる。

（支援金の申請回数）

第6条 支援金の申請は、給付対象者において、各対象事業につき1回限りとする。

（支援金の給付方法）

第7条 支援金は、第9条第1項の規定による給付決定後に、概算払により給付するものとする。

（支援金の給付申請）

第8条 支援金の給付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、次の各号に掲げる書類（第2号に掲げる書類にあっては、子ども食堂事業に係る申請に限る。）を市長に提出して申請しなければならない。

- (1) 令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金給付申請（請求）書兼口座振替申出書（別記第1号様式）
- (2) 令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 振込先口座の通帳の写し
- (4) 活動内容が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（支援金の給付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の給付又は不給付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金給付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するとともに、速やかに支援金を給付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不給付の決定をしたときは、令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金不給付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第10条 前条第2項の規定により支援金の給付の決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該支援金の申請内容に変更（市長が認める軽微な変更等を除く。）が生じたとき、又は対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和7年度八戸市

子ども食堂等物価高騰対策支援金事業変更等承認申請書（別記第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金事業変更等承認（不承認）書（別記第6号様式）により当該申請者にその結果を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 受給者は、対象事業が完了したとき（対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、令和8年3月13日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出してその実績を報告しなければならない。

- (1) 令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金実績等報告書（別記第7号様式）
- (2) 令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金事業実施状況報告書（別記第8号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（支援金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、適正と認めるときは、給付すべき支援金の額を確定し、令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金確定通知書（別記第9号様式）により当該受給者に通知するものとする。

- 2 市長は、支援金の額が確定した場合において、支援金の額に不足が生じたときは、受給者からの請求に基づき、その不足が生じた部分の額を新たに給付するものとする。
- 3 受給者は、前項の給付を受けようとするときは、令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金追加給付請求書（別記第10号様式）を提出するものとする。

（給付決定の取消）

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為があったとき。
- (2) 支援金を対象事業以外の目的に使用したとき。
- (3) 第11条に規定する実績の報告をしないとき。
- (4) 事業を廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 前項の規定は、給付すべき支援金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により取消を決定したときは、受給者に対し、令和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金給付決定取消通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第14条 市長は、第12条の規定により支援金の額が確定した場合において、その額を超える支援金が給付されているとき、又は前条の規定により給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が給付されているときは、令

和7年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策支援金返還命令通知書（別記第12号様式）により、期限を定めて、その超える部分の補助金又は既に給付した支援金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 支援金の給付を受ける権利は、当該受給者以外の者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（関係書類の整備）

第16条 受給者は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の給付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区分	支援金の額
子ども食堂事業	開催1回につき10,000円。ただし、上限を50回分とする。
八戸こども宅食おすそわけ便事業	開催1回につき10,000円。ただし、上限を6回分とする。